

## ごあいさつ

本市では、平成30年に「小美玉市教育振興基本計画」を策定し、市民の皆様のご支援・ご協力をいただきながら、様々な教育施策を展開してまいりました。この間、子どもたちの確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体の育成に努めるとともに、市民の皆様が生涯学習、文化・芸術及びスポーツ活動等に参加できる環境づくりに取り組んできたところです。



本計画は令和9年度までの10年間の計画ですが、計画期間の中間年に社会情勢や教育課題等を踏まえ、見直しをすることとしております。したがって、令和3・4年度の2か年で見直しを行い、令和5年度から5か年、「小美玉市教育振興基本計画」の「改定版」として策定しました。

今回の「後期基本計画」では、「夢と希望を抱き 自らの明日を切り拓く人づくり」の基本理念のもと、基本方針を5項目掲げ、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、社会全体で子どもたちを育てていく体制を構築してまいります。特に、人格形成の基礎を培う学校教育では、自主性・自立性に富み、優しさとたくましさをもつ子どもを育てることを念頭に、「知・徳・体」のバランスのとれた子どもの育成を図ります。また、市民の皆様が喜びや生きがいをもって取り組めるような生涯学習、文化・芸術及びスポーツ活動を推進し、心豊かな市民生活の実現を目指します。

なお、本計画の推進にあたっては、主な施策に数値目標を設定し、有識者等からご意見をいただきながら、「RPDCA(実態把握－目標設定－実行－評価－改善)サイクル」を確立し、適切に進行管理を行います。

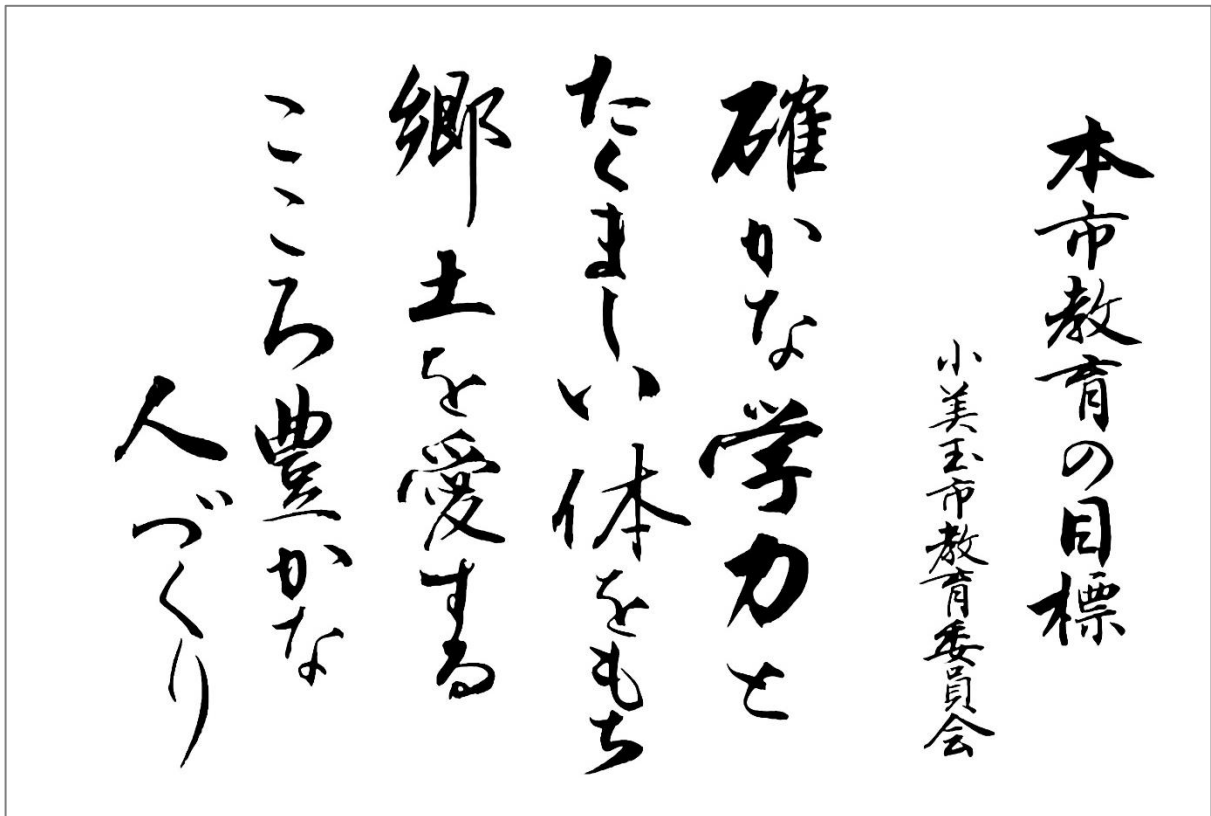
社会情勢の変化や様々な教育改革等で大きな転換期にある中、改めて国家百年の大計である「人づくり」の重要性を認識し、市民の皆様の教育に対する期待に応えられるよう、今回改定した「小美玉市教育振興基本計画」を力強く推進してまいります。

教育関係者はもとより、家庭や地域、関係団体など「オール小美玉」として、皆様のご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和5年3月

小美玉市教育委員会

教育長 羽鳥 文雄



小美玉市教育振興基本計画【改定版】 目次

第1章 策定方針

1	計画策定の目的	2
2	計画の期間	2
3	計画の位置付け	2
4	計画の策定体制	3
5	計画策定にあたっての基本的考え方	4
6	計画とSDGsの関係	4

第2章 教育を取り巻く概況

1	教育政策をめぐる動き	6
2	生涯学習社会、文化芸術政策をめぐる動き	17
3	スポーツ政策をめぐる動き	20
4	上位関連計画	27
5	小美玉市の概況及び学校教育等の現状	31

## 第3章 計画の基本方針

---

1 基本理念と3つの視点	40
2 基本方針	42
3 施策の体系	47

## 第4章 基本施策と基本方向

---

### 基本方針1

確かな学力を育み、子どもたち一人一人の可能性を引き出します。	50
--------------------------------	----

### 基本方針2

子どもたちの自主性・自立性を培い、たくましく社会を生き抜く力を育みます。	58
--------------------------------------	----

### 基本方針3

地域の特色や子どもの実態に合ったより良い学習環境をつくります。	67
---------------------------------	----

### 基本方針4

生涯にわたる市民の学びや文化芸術活動を目指した学習環境をつくります。	75
------------------------------------	----

### 基本方針5

生涯にわたる市民のスポーツ活動の活性化を目指したスポーツ環境をつくります。	93
---------------------------------------	----

## 第5章 計画の推進

---

1 推進体制	110
2 協働による計画の推進	110
3 進行管理	110

## 資料集

---

1 策定経緯	112
2 小美玉市教育振興基本計画審議会	114
3 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会	116
4 諮問書	118
5 答申書	118
6 参考資料	119

※本計画の表記では、基本的に「障がい」「子ども」を使用します。例外として固有名詞及び出典元で使用している場合は、「障害」「子供」の表記としています。

※本計画に関連する法令・条例等の改正があった時は、改正後の条項に読み替えるものとします。



.....

◆ 第 1 章 策定方針

.....



# 1 計画策定の目的

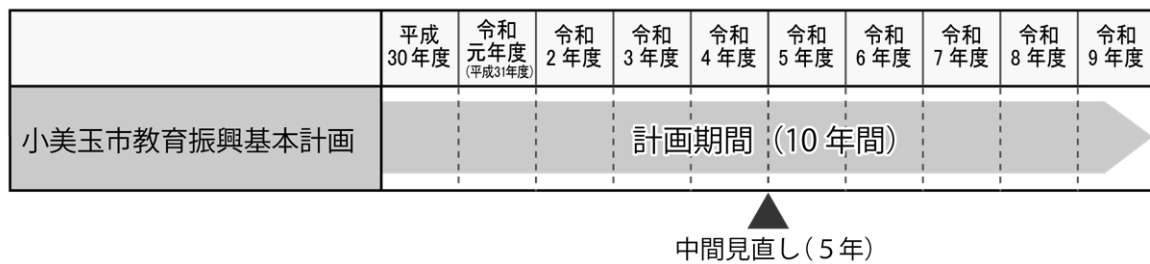
小美玉市教育振興基本計画は、「教育基本法」に基づき、本市における教育の基本方針を定め、計画的かつ効率的な教育行政に資することを目的としています。

平成30年3月に策定した本計画は、計画期間の中間年度を迎えることから、この間の社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、改定を行いました。

改定にあたっては、本市の最上位計画である「小美玉市総合計画」や「小美玉市教育大綱」と整合を図りつつ、本計画と連携しながら策定した「小美玉市生涯学習推進計画」や「小美玉市スポーツ推進計画」についても、必要に応じて見直しを図りました。

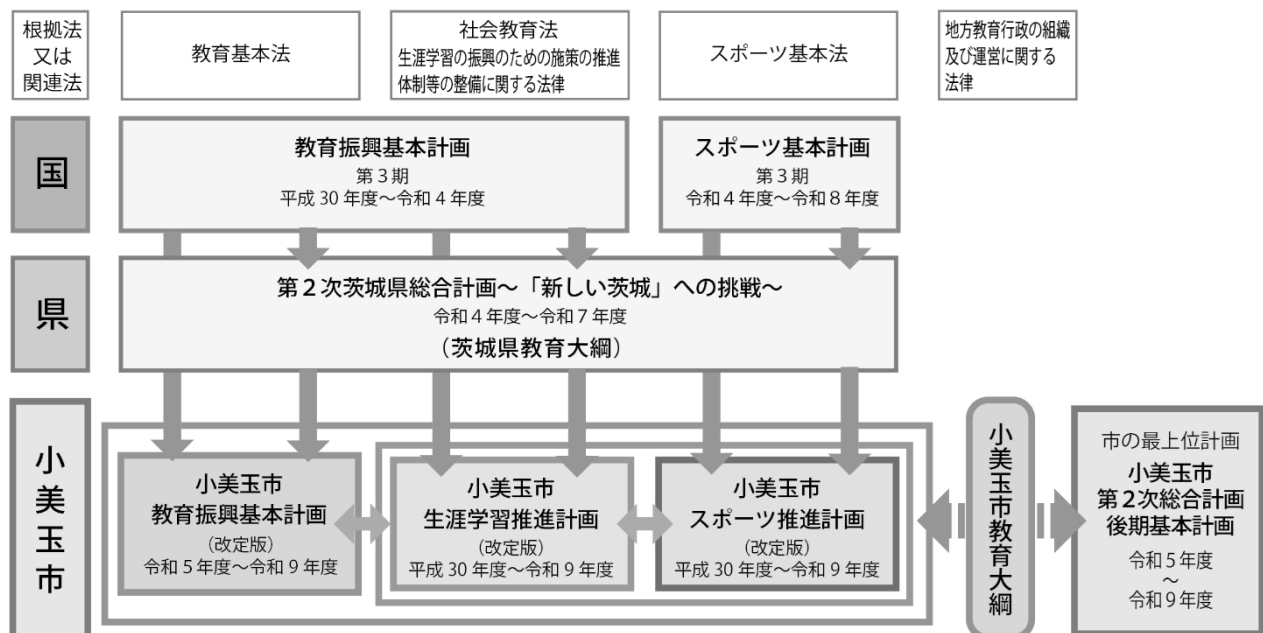
# 2 計画の期間

小美玉市教育振興基本計画は、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間としていますが、5年での中間見直しを行い、令和5年度から令和9年度までの改定版を策定しました。



# 3 計画の位置づけ

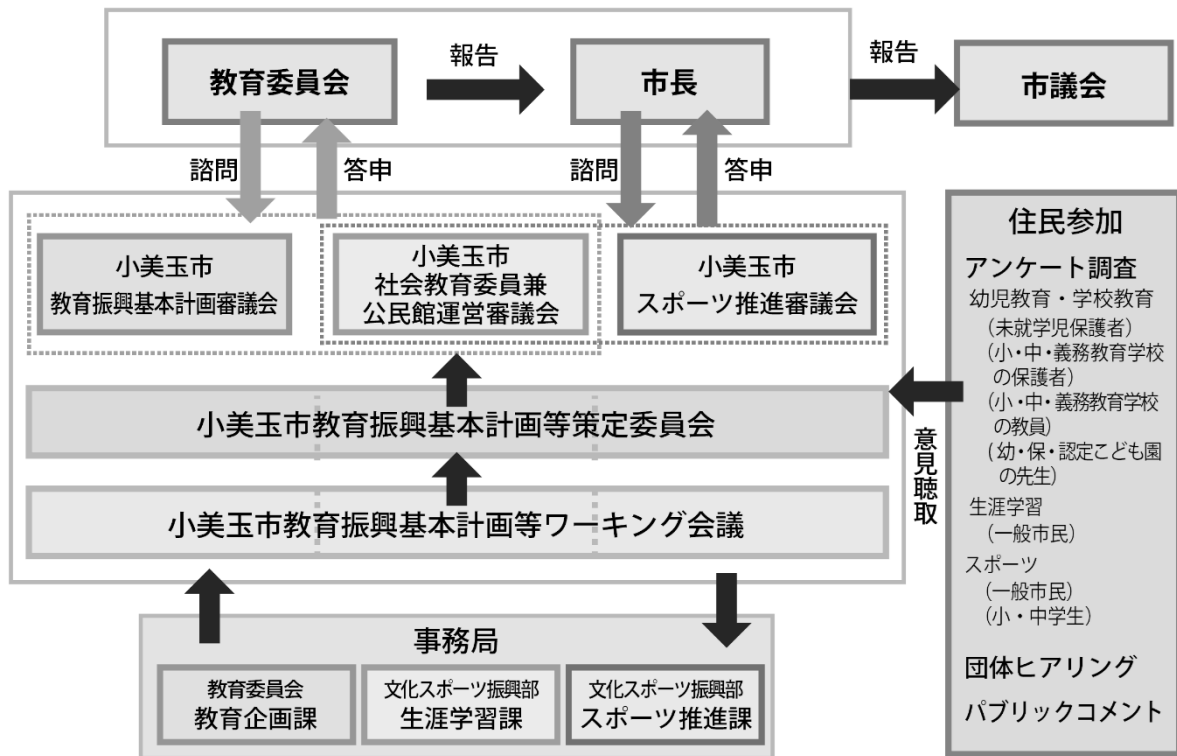
小美玉市教育振興基本計画(改定版)は、「教育振興基本計画(第3期) 文部科学省」、「第2次茨城県総合計画」Ⅲ 新しい人財育成(教育政策)の内容を踏まえ、「小美玉市第2次総合計画 後期基本計画」及び「小美玉市教育大綱」と整合を図りました。



## 4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、教育長と関係部長で構成する「小美玉市教育振興基本計画等策定委員会」及び関係各課職員で構成する「小美玉市教育振興基本計画等ワーキング会議」により市内の調整を図り、審議会において審議を進めました。

また、住民参加としてアンケート調査、団体ヒアリング、パブリックコメントを実施し、意見を聴取して本計画へ反映させました。



## 5 計画策定にあたっての基本的考え方

- 本市の教育行政全般の振興に係る総合的な指針となる計画として策定します。
- 「第3期教育振興基本計画(文部科学省)」及び「中央教育審議会(文部科学省)」の答申、「第2次茨城県総合計画 Ⅲ 新しい人財育成(茨城県)」及び「学校教育指導方針(茨城県)」等を参照した計画とします。
- 本市の教育の現状、本市を取り巻く社会状況、児童生徒等保護者のニーズを踏まえ、本市の実情に合わせた計画を策定します。
- Society5.0\*1時代を生きる子供たちに必要不可欠な教育のデジタル化にソフト・ハード両面で取り組む計画とします。
- 教育現場におけるSDGs(目標4 質の高い教育をみんなに)への取組を計画に盛り込みます。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく「教育大綱」と教育基本法に基づく本計画の「計画の基本方針」の整合を図りながら、改定するものとします。

## 6 計画とSDGsの関係

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とした国際目標です。

17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、普遍的なものとして全ての国で取組が進められており、本市においても、SDGsに積極的に取り組んでいるところです。

本計画においては、施策体系の大きな柱である基本方針とSDGsとの関連を明らかにし、SDGsの目標を踏まえて小美玉市の教育施策を推進していきます。

### ■本計画が目指すべき主なゴール



\* 1 Society 5.0: 狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を指すもので、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。